

## 練馬区高齢者保健福祉懇談会の設置について

平成 22 年 9 月 1 日

22 練福高第 1648 号

## (設置)

第 1 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づき、平成 24 年度から 26 年度までを計画期間とする第 5 期高齢者保健福祉計画の策定にあたり、区民および識者の意見等を計画に反映させるため、練馬区高齢者保健福祉懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (構成)

第 2 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 学識経験者 3 名程度
- (2) 高齢者の保健福祉関係者 10 名程度
- (3) 区民 6 名程度

2 懇談会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

3 会長は懇談会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (運営)

第 3 懇談会は会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に懇談会の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

## (所掌事項)

第 4 懇談会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 高齢者の保健福祉施策（原則として介護保険分野を除く）に関する事項
- (2) その他、会長が必要と認める事項

## (委員の任期)

第 5 懇談会委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

## (庶務)

第 6 懇談会の庶務は、福祉部高齢社会対策課で処理する。

## (公開)

第 7 懇談会の会議は、公開とする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

## (謝礼)

第 8 区長は、懇談会委員に謝礼を支払うものとし、その額は別に定める。

## (その他)

第 9 上記に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。